

◇ ご利用案内 ◇ Usage Guidance

* 営業時間

24時間365日

* サービス実施地域

原則、川越市・狭山市

* 施設送迎時間

原則、月～土・午前8:30～午後6:00まで

* 食事ご提供時間

- ・朝 食…午前 7:30～午前8:30
- ・昼 食…午後12:00～午後1:00
- ・おやつ…午後 3:00～午後4:00
- ・夕 食…午後 6:00～午後7:00

* 入浴ご利用時間

原則、午後2:00～午後4:00まで

* ご利用対象者

- ・要介護1～要介護5の方
- ・要支援1～要支援2の方
(要介護認定申請中の方もご利用可能)

* お申込み方法

- ・ご担当のケアマネジャーまたは弊社へ
ご希望の日程等ご連絡ください

※4月のご予約状況について…

ゴールデンウィーク(大型連休)や**今夏**
のご予約も受付しております

※原則、連続して30日を超えるご利用は
できませんので、ご了承ください

* お問い合わせ先

- ・TEL 049-247-7311(代)
受付時間/月～金・9:00～18:00まで
- ・E-mail soudan3@houseikai-y.jp

◇ 地図 ◇ Map



◇ 交通案内 ◇ Access

電車の場合

- * 西武新宿線「南大塚駅」より車で約8分
- * 西武新宿線「南大塚駅北口」「新狭山駅
北口」より徒歩で約20分
- * JR川越線「的場駅」より車で約20分

自動車の場合

- * 関越自動車道「川越I.C」より狭山市方面
へ約10分 ※駐車場50台

◇ 発行・編集 ◇ Publisher

発行 社会福祉法人 芳清会
ショートステイ八瀬の里
〒350-1172
埼玉県川越市大字増形164番地
TEL 049-247-7311(代)
平成27年3月15日 発行
次回は平成27年4月15日 発行予定
発行人・編集人 佐藤 嘉昭



No. 3

ショートステイ

2015年3月号

インフォメーション

Short Stay
2015. March
Information

◇ 本号の内容 ◇ CONTENTS

はじめに

旧号(昨年)から「介護保険のゆくえ」と
題し連載しておりました…。

いよいよ来月から一部介護保険の内容等
も変わります。まずは、弊社ショートステイ
のご利用についてご案内いたします。

- 01 平成27年 介護報酬改定のお知らせ
「ショートステイはどう変わる？」
- 02 連続利用30日超えの利用について

ショートステイはどう変わる？ 📄

1. 新たに変わった内容は…

* 長期利用者に対するショートステイの介護費を減算する

これまで(～平成27年3月末まで)は、同一のショートステイを長期ご利用することができました…。現行は、連続利用30日を超えて、31日目は自費で取り扱い32日目以降から保険給付の対象でした。

[これまで]

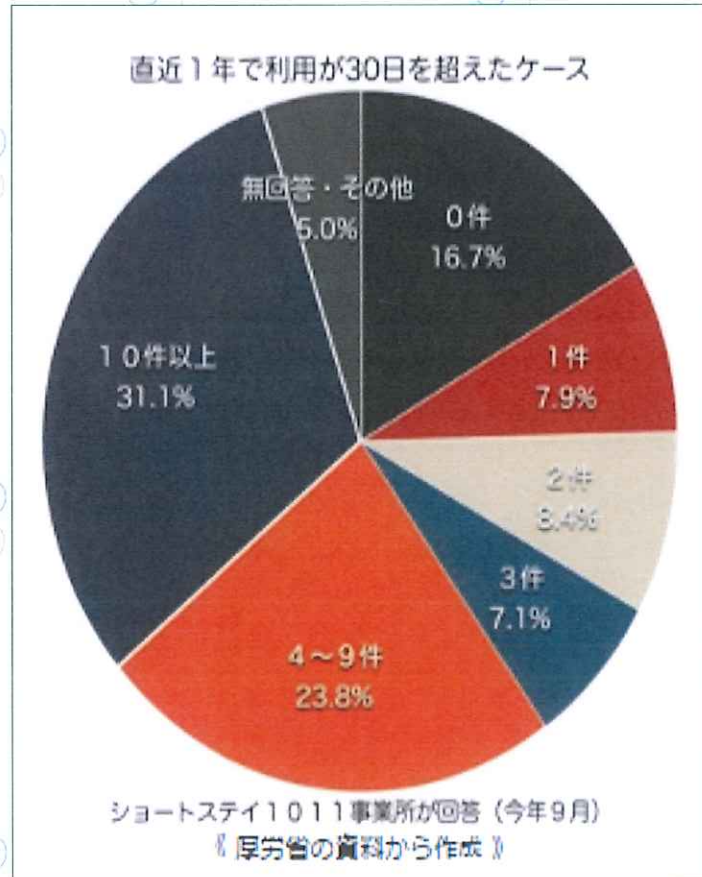
入所	…	30日目	31日目	32日目	…
----	---	------	------	------	---



保険給付対象

自費

保険給付対象



左図のように、ショートステイの現状の多くは、連続利用30日超えをしている利用者の割合を示している…。およそ半分は連続利用30日超えである。

私はショートステイのあり方・役割について振り返ると、①夏・冬期の利用ニーズが一番多いこと、②単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯の増加に伴い在宅介護が続かない、③在宅医療のニーズも年々高まっている、④急な利用を要する場合は、①～③と比べ圧倒的に多いのが現状である。この急な利用にこえてこそ、本来のショートステイの重要な役割と様々なニーズにも応需できるのが宿泊サービスの根幹と思う。

新たな改定内容も政治、経済など様々な情勢下において変わり行くところだが、介護は‘対人サービス’でもあり既に一人一人のニーズに対して現行の制度内容を超え難しい対応も迫られている…。

* ショートステイの介護報酬改正の要点

1. 緊急時の円滑な受入を促進する
2. 緊急時における受入基準の緩和
3. 個別に機能訓練を実施できる
4. 医療依存が高い重度者への対応を強化
5. 長期利用者の適正化
6. 緊急時の短期利用や宿泊サービスへの対応

これら6つの要点を背景に、①介護人材の確保を促進、②地域包括ケアシステムの構築(地域全体で医療・保健・福祉サービスを充実させる)、③年金・医療・介護などの社会保障制度と経済情勢(人口構造の変化・担税力の低下など…)と一刻の猶予もなく変化し続けている…。

ショートステイの要点を解釈すれば、①緊急な利用に対してスムーズな受入を、②日常かつ手段的な生活動作の機能維持・向上を図る、③長期利用者を受入した事業所に報酬減算、④医療ニーズの対応強化を求める。

本号において、大枠でしか『平成27年度 介護報酬改正・ショートステイ』をお知らせできませんでしたが、来月から施行されていく中で様々の視点から問題・課題もあるかもしれません。ただ、ショートステイの重要な役割を繰り返せば、『急な利用に対して迅速に的確に円滑に対応できるか否か』で存在価値・社会貢献が決まるということだろう…。

* 弊社において連続利用30日超の長期利用者の受入は原則できませんので、ご了承ください。